

大藏省令第三十一號 (大正二年十月二十一日)

大正二年^六月大藏省令第十四號中左ノ通改正シ大正二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

專賣支局出張所名稱位置中

淺草專賣支局ノ欄、行徳出張所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

船橋出張所	千葉縣東葛飾郡船橋町
-------	------------

高崎專賣支局ノ欄、吉井出張所ノ項ノ前ニ左ノ項ヲ加フ

秩父出張所	埼玉縣秩父郡大宮町
-------	-----------

名古屋專賣支局ノ欄、山田出張所ヲ「宇治山田出張所」ニ、神戸專賣支局ノ欄、兵庫縣飾磨郡國衙村

ヲ「兵庫縣飾磨郡城南村」ニ改ム

專賣官吏派出所名稱位置中

高崎專賣支局ノ欄、大宮專賣官吏派出所ノ項、郡山專賣支局ノ欄、坂下專賣官吏派出所ノ項ヲ削ル

第三節 事務分掌

大藏省官制ヲ改正シ主稅局ニ於テ鹽ノ製造、收納、賣渡、輸出入及取締ニ關スル事務ヲ擔任スルコトトナリタルカ爲同局ニハ特ニ專賣事業課並專賣技術課ヲ設置シタリ而シテ事業課ニ在リテハ鹽ノ收納、賣渡、輸出入等其ノ他萬般ノ畫策經營ヲ爲シ技術課ニ在リテハ鹽ノ製造、試驗、鑑定、保存等ノ事務ヲ掌リ其ノ他鹽專賣ニ關スル會計事務ハ從來設置セラレタル經理課ヲシテ之ヲ掌理セシムルコトト爲セリ即チ左ノ如シ

大藏大臣達官房職甲第六號（明治三十八年一月十日）

大藏省分課規程中左ノ通改正ス

（省略第二章第三節
第三款參看）

主稅局分課規程抄錄（右ニ依リ改正）

第一條 主稅局ニ内國稅課關稅課、專賣事業課、專賣技術課、經理課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第四條 專賣事業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 鹽ノ收納、賣渡及輸出ニ關スルコト

二 樟腦、樟腦油ノ收納、再製、賣下、賣渡及輸出ニ關スルコト

三 鹽及樟腦、樟腦油製造ノ制限ニ關スルコト

四 鹽及樟腦、樟腦油專賣事務ノ管理監督ニ關スルコト

五 鹽及粗製樟腦、樟腦油專賣法違犯者處分ニ關スルコト

六 鹽務官廳及樟腦事務局ノ位置及管轄區域ニ關スルコト

第五條 專賣技術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 鹽及樟腦、樟腦油ノ製造、試驗ニ關スルコト

二 鹽及樟腦、樟腦油ノ鑑定、保存ニ關スルコト

第六條 經理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國稅其ノ他諸收入豫算決算ノ調査ニ關スルコト

二 租稅ノ徵收ニ關スルコト

三 大藏省所管稅外諸收入ニ關スルコト

四 諸貸付金及勸業資本貸付金ニ關スルコト

五 内國稅徵收費、稅關經費、鹽專賣費、樟腦、樟腦油專賣費、稅務監督局、稅關、鹽務官廳、樟腦事務局

營繕費ノ調査及配賦ニ關スルコト

六 内國稅徵收費、稅關經費、鹽專賣費、樟腦、樟腦油專賣費ノ經理上特殊ノ支給方法ニ關スルコト

七 内國稅徵收費、稅關經費、鹽專賣費、樟腦、樟腦油專賣費、稅務監督局、稅關、鹽務官廳、樟腦事務局

營繕費支出計算書ノ調査ニ關スルコト

鹽務局官制制定ニ伴ヒ其ノ分課規定ヲ定ムルコト左ノ如シ

大藏大臣内達職乙第一一九號 (明治三十八年四月一日)

鹽務局分課規程ヲ左ノ如ク定メ四月一日ヨリ施行ス

鹽務局分課規定

第一條 鹽務局ニ事業課技術課、庶務課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム但シ地方ノ情況ニ依リ課

ヲ係ト爲スコトヲ得

第二條 事業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 鹽ノ收納、賣渡、輸出入等ニ關スルコト

二 鹽ノ出納保管ニ關スルコト

三 鹽製造ノ許可又ハ制限ニ關スルコト

四 鹽專賣取締ニ關スルコト

五 鹽專賣法違反者處分ニ關スルコト

六 鹽ノ製造場、生産及商況等ノ調査ニ關スルコト

七 鹽ノ販賣業ニ關スルコト

第三條 技術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 鹽ノ製造及試験ニ關スルコト
 - 二 鹽ノ鑑定及保存ニ關スルコト
 - 三 鹽ノ賠償價格ニ關スルコト
 - 四 見習生ノ養成ニ關スルコト
- 第四條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 歳入歳出ノ豫算決算及會計ニ關スルコト
 - 二 物品ノ出納保管ニ關スルコト
 - 三 官有財産ニ關スルコト
 - 四 營繕ニ關スルコト
 - 五 統計報告及文書ニ關スルコト
 - 六 廳中取締ニ關スルコト
 - 七 他課ニ屬セサルコト

而シテ鹽務局長ニ左ノ事項ヲ委任シタリ

大藏大臣内達職乙第一二〇號（明治三十八年四月一日）

鹽務局長ノ專行スルコトヲ得ヘキ事項ハ左ノ如シ

- 一 管内出張所ノ定員ヲ定ムルコト
- 二 判任官ニ勤務地ヲ指定スルコト
- 三 職員ニ執務ヲ命スルコト
- 四 月俸十五圓未滿ノ判任官任免ノコト

五 見習員及雇員以下進退ノコト

六 出納官吏、會計官吏及會計規則第六十七條同第九十一條第一項ノ検査官吏同第九十二條ノ立會員同第百條竝物品會計規則第十五條第二項但書ノ計算書ヲ調製セシムヘキ官吏任命ノコト

七 職員ノ歸省、看護轉地療養ノ許可及除服出仕ノコト

八 退官賜金及死亡賜金給與ニ關スルコト

上請及具申ヲ要スヘキ事項左ノ如シ

一 高等官ノ管外旅行ヲ上請スルコト但シ出張所長ノ所屬鹽務局管内旅行ハ所屬鹽務局長ニ於テ許否スルコトヲ得

二 鹽務局間ニ於ケル判任官ノ轉勤ハ關係局長協議ヲ遂ケ具申スルコト

三 處務細則ノ規定及變更ヲ具申スルコト

四 事體ノ特ニ重要ナルモノハ上請ノコト但シ急施ヲ要シ稟議ニ遑ナキモノハ處分ノ後直ニ具申ノコト

其ノ後專賣局官制ノ制定ニ依リ中央機關トシテハ收納、販賣、製造、計理ノ四部ノ外ニ長官官房ヲ置キ又各部ニ九課ヲ置キ以テ支部局ノ監督事務ヲ分掌セシムルコトト爲シ直接專賣事務ハ收納所、販賣所ヲ設ケ各其ノ事務ノ分掌ヲ定メタリ

大藏大臣達^{官房}祕第二四〇〇號（明治四十年十月一日）

其局分課規程別冊ノ通相定ム

專賣局分課規程

第一條 各部ノ外ニ長官官房ヲ置キ長官ニ直屬セシム

第二條 長官官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ屬スルコト

二 職員ニ關スルコト

三 局印及官印ノ管守ニ關スルコト

四 支部局事務監督ニ關スルコト

第三條 收納部ニ煙草課、鹽務課、鑑定課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第四條 收納部煙草課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 煙草ノ耕作地域、段別ニ關スルコト

二 煙草ノ耕作許可ニ關スルコト

三 煙草ノ検査、査定、收納ニ關スルコト

四 葉煙草ノ輸出入ニ關スルコト

五 煙草專賣取締及煙草專賣ニ關スル法規違犯者處分ニ關スルコト

第五條 收納部鹽務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 製鹽ノ區域、期間、製產高ノ制限ニ關スルコト

二 鹽、樟腦、樟腦油ノ製造許可ニ關スルコト

三 鹽、樟腦、樟腦油ノ検査、收納ニ關スルコト

四 鹽、樟腦、樟腦油ノ輸入、移入ニ關スルコト

五 鹽、樟腦、樟腦油專賣取締及鹽、樟腦、樟腦油專賣ニ關スル法規違犯者處分ニ關スルコト

第六條 收納部鑑定課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 煙草ノ耕作方法ニ關スルコト

二 鹽、樟腦、樟腦油ノ製造方法ニ關スルコト

三 葉煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ鑑定、保存ニ關スルコト

四 葉煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ賠償價格、補償價格及購買價格ニ關スルコト

五 煙草耕作ノ試験、鹽、樟腦、樟腦油ノ製造、試験及製造機械器具ニ關スルコト

六 葉煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ標本、見本、參考品ニ關スルコト

第七條 販賣部ニ販賣課、回送課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第八條 販賣部、販賣課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ販賣ニ關スルコト

二 煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ輸出、移出ニ關スルコト

三 煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ賣捌人ニ關スルコト

第九條 販賣部、回送課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ回送及其ノ契約ニ關スルコト

二 煙草、賣捌人運搬費ニ關スルコト

第十條 製造部ニ作業課、調査課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第十一條 製造部、作業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 煙草製造高及原料ニ關スルコト

二 煙草製造作業ノ方法ニ關スルコト

三 輸入葉煙草ノ技術的検査ニ關スルコト

四 煙草製造材料品ノ調査及技術的検査ニ關スルコト

五 煙草製造工場ノ設計ニ關スルコト

六 煙草製造用機械器具及原動力ニ關スルコト

七 煙草ノ製造試験ニ關スルコト

八 製造煙草ノ標本、見本、參考品ニ關スルコト

第十二條 製造部調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 煙草製造職工ニ關スルコト

二 煙草製造工場ノ管理、衛生ニ關スルコト

三 煙草製造工場外作業ニ關スルコト

四 煙草製造實蹟及生産費ノ調査ニ關スルコト

五 煙草製造所見習員ノ養成ニ關スルコト

第十三條 計理部ニ主計課庶務課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第十四條 計理部主計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 豫算、決算及會計ニ關スルコト

二 資本ニ關スルコト

三 支部局豫算ノ分配ニ關スルコト

四 物品會計ニ關スルコト

五 會計ノ記簿ニ關スルコト

六 損害賠償及保險ニ關スルコト

七 官有財産ニ關スルコト

八 工作物ノ保存營繕ニ關スルコト

第十五條 計理部庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 本局直屬ノ豫算、決算及會計ニ關スルコト

二 本局直屬ノ物品會計ニ關スルコト

三 本局直屬ノ官有財産及固定資本ニ關スルコト

四 本局ニ於ケル物件ノ賣買契約其ノ他諸般ノ契約ニ關スルコト

五 製造用機械、器具、材料及支部局共通使用物品ノ製作、購入及配給ニ關スルコト

六 統計報告ニ關スルコト

七 局報、法規及沿革史、編纂ニ關スルコト

八 文書ノ接受、發送、淨書、編纂、保存及翻譯ニ關スルコト

九 廳中取締ニ關スルコト

十 他ノ分掌ニ屬セサル庶務ニ關スルコト

第十六條 津田沼、秦野、竹原、鹿兒島ニ試驗場ヲ置キ、收納部ニ屬セシム

津田沼試驗場ニ於テハ鹽其ノ他ノ試驗場ニ於テハ煙草試驗ニ關スル事務ヲ分掌セシム

第十七條 伏見ニ分工場ヲ置キ、計理部ノ管理ニ屬セシメ、煙草製造材料品ノ製作ニ關スル事務

ヲ分掌セシム

第十八條 大阪ニ計理部出張所ヲ置キ、煙草製造材料品ニ關スル事務ヲ分掌セシム

第十九條 各課ニ課長ヲ置ク

收納所、販賣所及試驗場ノ處務規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

專賣局長官達祕第四號 (明治四十年十月一日)

收納所處務規程別冊ノ通相定ム

收納所處務規程

第一章 分課

第一節 收納所

第一條 收納所ニ事業課、鑑定課及庶務課ヲ置ク

函館收納所ニハ課ヲ置カス

東京、大阪、熊本、鹿兒島ノ各收納所ニハ特ニ監視課ヲ置ク

第二條 事業課ノ管掌ニ屬スル事務左ノ如シ

- 一 煙草產地ノ整理、耕作ノ地域、種類、段別ノ制限並耕作ノ許否ニ關スルコト
- 二 煙草苗ノ讓渡、讓受ニ關スルコト
- 三 煙草ノ検査、査定、收納ニ關スルコト
- 四 葉煙草ノ輸出入ニ關スルコト
- 五 葉煙草ノ購買價格、賠償價格ノ決定ニ關スルコト
- 六 葉煙草ノ回送及倉庫ニ關スルコト
- 七 鹽田ノ整理、製鹽ノ地域、段別、生産ノ制限並製造ノ許否ニ關スルコト
- 八 鹽ノ收納、販賣ニ關スルコト
- 九 鹽ノ回送及倉庫ニ關スルコト
- 十 鹽ノ輸出入、移出入ニ關スルコト
- 十一 鹽ノ購買價格、賠償價格ノ決定ニ關スルコト
- 十二 鹽價ノ調査及制限ニ關スルコト
- 十三 鹽藏物及特別定價賣渡鹽ノ検査ニ關スルコト
- 十四 樟腦、樟腦油製造ノ許否ニ關スルコト

十五 樟腦、樟腦油ノ收納、販賣ニ關スルコト

十六 樟腦、樟腦油ノ回送ニ關スルコト

十七 樟腦、樟腦油ノ輸出ニ關スルコト

十八 煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ專賣取締ニ關スルコト

十九 煙草、鹽、樟腦營業者ニ關スルコト

二十 標本ノ交付、讓渡、讓受ニ關スルコト

二十一 煙草製造專用ノ機械、器具、卷紙ノ製作、販賣、藏置ニ關スルコト

二十二 煙草、鹽、樟腦及樟腦油專賣法違犯者處分ニ關スルコト

二十三 前各項ノ外、煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ行政及民間經濟ノ調査ニ關スルコト

第三條 鑑定課ノ管掌ニ屬スル事務左ノ如シ

一 煙草種類ノ整理、耕作方法及耕作ノ指示、指導ニ關スルコト

二 葉煙草ノ生産費、購買價格、賠償價格ノ調査及標本、見本、參考品ニ關スルコト

三 葉煙草ノ分析、試験、鑑定、保存ニ關スルコト

四 土壤及氣象ニ關スルコト

五 鹽ノ製造並其ノ改良方法ニ關スルコト

六 鹽ノ生産費、購買價格、賠償價格ノ調査及標本、見本、參考品ニ關スルコト

七 鹽ノ分析、試験、鑑定、保存ニ關スルコト

八 樟腦、樟腦油ノ製造方法ニ關スルコト

九 樟腦、樟腦油ノ生産費、補償價格及標本、見本、參考品ニ關スルコト

十 樟木、樟腦、樟腦油ノ分析、試験、鑑定ニ關スルコト

十一 樟木栽培及樟腦、樟腦油製造ノ調査、獎勵、改良ニ關スルコト

十二 見習員ノ養成及前各項ノ外凡テ技術ニ關スルコト

第四條 庶務課ノ管掌ニ屬スル事務左ノ如シ

一 豫算、決算及經費ニ關スルコト

二 資本及會計ニ關スルコト

三 官有財産及借地、借家ニ關スルコト

四 營繕ニ關スルコト

五 葉煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ出納保管ニ關スルコト

六 物品及證券ノ出納保管ニ關スルコト

七 運送及保險ノ契約、損害償賠並訴訟ニ關スルコト

八 統計報告ニ關スルコト

九 文書ノ接受、淨書、發送、編纂、保存ニ關スルコト

十 廳中取締、消防、風紀及衛生ニ關スルコト

十一 前各項ノ外他ノ各課ニ屬セサル庶務ニ關スルコト

第五條 左ノ事務ハ所長ノ直轄ニ屬ス

一 職員及機密ニ關スルコト

二 所印、官印ノ管守ニ關スルコト

第六條 所長ハ各課中ニ係リヲ置キ各課ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第二節 出張所

第七條 出張所ヲ別テ常時開廳、臨時開廳ノ二トス

第八條 常時開廳スル出張所ハ專賣局長官之ヲ指定シ常時在勤員ヲ置キ其ノ事務ヲ取扱ハシ

ム

第九條 臨時開廳スヘキ出張所ハ開廳ヲ必要トスル時期ニ於テ收納所長豫メ之ヲ指定シ開閉
月日及其ノ事由ヲ專賣局長官ニ申報スヘシ

第十條 收納所長ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ專賣局長官ノ認可ヲ得テ煙草、鹽、樟腦、樟腦油ニ
關スル事務又ハ營造物ノ保存若ハ專賣取締ノ事務ヲ取扱ハシムル爲メ臨時開廳出張所、倉庫
又ハ物件ノ所在地若ハ必要ノ地ニ常時若ハ臨時ニ特ニ在勤員又ハ駐在員ヲ置キ收納其ノ他
ノ事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第十一條 臨時開廳スヘキ出張所ニ屬スル事務ヲ常時開廳ノ出張所ニ於テ取扱ハシムルコト
ヲ便宜ト認ムルトキハ收納所長ニ於テ之カ取扱出張所ヲ指定シ專賣局長官ニ申報スヘシ

第十二條 收納所長ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ常時開廳スル出張所ニ事業係、鑑定係、庶務係、
倉庫係ヲ置クコトヲ得

出張所各係事務ノ分擔ハ第二條乃至第五條ノ分課ノ例ニ準ス

第二章 處務

第一節 收納所

第十三條 凡ソ事務ハ所長ノ決裁ヲ經ルニアラサレハ之ヲ執行スルコトヲ得ス

一定輕易ノ事務ハ所長ノ委任ニ依リ主務課長代決スルコトヲ得

一定輕易ノ事務ニシテ專賣局部内又ハ地方官公署若ハ民部ト往復スヘキ文書ハ起案、回議ノ
手續ヲ省略シ問答書ノ形式ニ依リ又ハ其ノ原議若ハ原書ニ直ニ所長ノ署名又ハ檢印ヲ得テ
之ヲ執行スルコトヲ得

第十四條 收納所長事故アルトキハ上席ノ主事、主事補又ハ書記之ヲ代理ス

第十五條 各課長、各高等官ハ重要ナル一般事務ニ付テハ所長ノ處決ニ參與セシムルコトヲ要ス

庶務課長ハ前項ノ外苟クモ事業ノ經濟ニ關係ヲ有スル事務ニ付テハ合議ヲ受クルモノトス

第十六條 各課ニ課長ヲ置ク但別ニ課長ヲ置カスシテ所長躬ラ課長ノ職務ヲ行フコトヲ得

事業課長、監視課長、庶務課長ハ主事、主事補又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ

鑑定課長ハ技師又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ但主事、主事補又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

課長事故アルトキハ次席者其ノ事務ヲ代理ス

課長ハ其ノ課ノ事務ヲ監理シ事務ノ分配ヲ行フ

重要ナル事件ハ課長躬ラ處理シ又ハ處分ノ方法ヲ課僚ニ指圖スルコトヲ要ス

第十七條 左ノ事項ハ收納所長ニ於テ之ヲ内申スヘシ

一 所長及高等官ノ管外出張

二 判任官ノ任免、進級、兼任、轉所、兼勤

三 判任官以下ノ賞與

四 判任官、見習員、雇員、囑託員ノ懲戒

五 課長出張所長ノ命免

六 月俸三十圓以上又ハ日給一圓以上ヲ給與スル技術雇員、囑託員ノ命免、増給

第十八條 左ノ事項ハ收納所長ニ於テ之ヲ攝行シ其ノ都度之ヲ申報スヘシ

一 課長、出張所長以外ノ高等官ノ分課勤務

二 判任官ノ管外出張

三 見習員ノ命免増給

四 特別ノ委任ニ依リ施行スル賞與

第十九條 左ノ事項ハ收納所長ニ於テ之ヲ攝行スルコトヲ得

一 所員ノ歸省看護墓參轉地療養受驗(高等實外交官判事檢事辯護士試驗ヲ除ク)願ノ許可

二 所員ノ除服

三 月俸三十圓未滿又ハ日給一圓未滿ヲ給與スル技術雇員囑託員ノ命免増給

四 事務雇員ノ命免増給

五 出納官吏ノ命免

六 會計規則第六十七條第一項第二項ノ官吏(特ニ指定スル)同第九十一條第一項ノ検査員同

第九十二條第百條ノ官吏ノ命免

七 物品會計規則第十一條第十二條ノ検査官吏同第十三條ノ立會人同第十五條第二項但書

ノ官吏ノ命免

第二十條 左ノ事項ハ收納所長ニ於テ之ヲ專行スルコトヲ得

一 所員ノ管内出張

二 判任官以下ノ分課勤務

三 巡視給仕小使常備人夫其ノ他傭人ノ進退賞罰

第二十一條 收納所長ノ管内出張ハ出發前之ヲ專賣局長官ニ申報スヘシ

第二十二條 處務細則及管掌事務執行上必要ノ規程ハ收納所長ニ於テ之ヲ定メ制定更改廢止

ノ都度申報ヲ要ス

處務細則及文書取扱ニ關スル規程ハ本局ノ規程ニ準由スヘシ

第二節 出張所

第二十三條 常時開廳スル出張所ニ出張所長ヲ置ク

出張所長ハ主事、主事補又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ

出張所長事故アルトキハ次席者其ノ事務ヲ代理ス

出張所長ハ其ノ所ノ事務ヲ監理シ事務ノ分配ヲ行フ

重要ナル事件ハ出張所長自ラ處理シ又ハ處分ノ方法ヲ指圖スルコトヲ要ス

第二十四條 左ノ事項ハ常時開廳スル出張所長ニ於テ處理スルコトヲ得

一 所員ノ事務分掌及監督ニ關スルコト

二 所員ノ出勤簿整理ニ關スルコト

三 一週間ヲ超ヘサル缺勤諸居ニ關スルコト

四 收納所長ノ指定スル範圍内ニ於テ所員ニ出張ヲ命スルコト

五 收納所長ノ指定又ハ委任シタル所定ノ計畫ニ基ク豫算分配額内ニ於テ執行スルコトヲ

得ヘキ會計事務ニ關スルコト

六 一般ノ規程ニ依リ出張所ニ於テ處理スルコトヲ得ヘキ事項

七 其ノ他收納所長ニ於テ特命スル事項

轉地療養願及往復二週間ヲ超ヘサル看護願ニシテ至急ヲ要スルモノハ出張所長ニ於テ之ヲ

許可スルコトヲ得此場合ニ於テハ一切ノ書類ヲ收納所長ニ進達スヘシ

第二十五條 常時開廳スル出張所ニ於テハ前條ニ依リ處理スルコトヲ得ヘキ事項ニ關シ出張

所名又ハ出張所長名ヲ以テ外部ニ對シ文書ノ往復ヲ爲スコトヲ得但重要ナル事件ニ付テハ

收納所長ニ申報ヲ要ス

第二十六條 臨時開廳スル出張所ニ在リテハ收納所長ノ指名シタル官吏其ノ事務ヲ監理ス

第十條ニ依リ配置シタル在勤員又ハ駐在員二人以上アルトキハ收納所長ノ指名シタル官吏其ノ事務ヲ監理ス

附 則

第二十七條 此規程ニ於テ管内ト稱スルハ大阪收納所ニ在リテハ京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣トシ其ノ他ノ收納所ニ在リテハ專賣局收納所管轄區域表ニ依ル

第二十八條 本規程ハ明治四十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條 明治三十五年十一月祕第二〇六號達及明治三十七年六月祕第三一一號達ハ之ヲ廢止ス

專賣局長官達祕第六號 (明治四十年十月一日)

販賣所處務規程別冊ノ通相定ム

販賣所處務規程

第一條 販賣所ニ於テハ製造煙草及鹽ニ關シ左ノ事務ヲ掌ル

一 生産品ノ需要、供給、嗜好ノ變遷、販路及取引ノ狀況竝民間經濟ノ調査ニ關スルコト

二 元賣捌人及小賣人ノ指定、配置、取引及利益歩合ノ狀況調査ニ關スルコト

三 生産品運搬ノ經路、運搬費ノ調査竝回送、保險ニ關スルコト

四 生産品ノ賣渡變性、検査、引換、買戻、價格ノ調査及制限ニ關スルコト

五 賣渡代金延納許可及擔保ニ關スルコト

六 生産品ノ輸出、移出及輸入ニ關スルコト

七 豫算、決算及會計ニ關スルコト

八 生産品其ノ他證券、物品ノ出納、保管ニ關スルコト

九 出納官吏ニ關スルコト

十 官有財産、借地、借家ニ關スルコト

十一 營繕ニ關スルコト

第二條 所長ハ事務ヲ分掌セシムル爲メ係ヲ置クコトヲ得

第三條 凡ソ事務ハ所長ノ決裁ヲ經ルニアラサレハ之ヲ執行スルコトヲ得ス

一定輕易ノ事務ニシテ專賣局部内又ハ地方官公署若ハ民部ト往復スヘキ文書ハ起案、回議ノ手續ヲ省略シ、問答書ノ形式ニ依リ其ノ原議若ハ原書ニ所長直ニ署名又ハ檢印ヲ爲シ之ヲ執行スルコトヲ得

第四條 所長事故アルトキハ上席ノ官吏之ヲ代理ス

第五條 職員、機密ニ關スル事務ハ所長躬ラ處理スヘシ

所印、官印ハ所長又ハ所長ニ於テ指定シタル主任者之ヲ管守スヘシ

第六條 左ノ事項ハ所長ニ於テ之ヲ内申スヘシ

一 所長ノ管外出張

二 判任官ノ任免、進級、兼任、轉所、兼勤

三 判任官以下ノ賞與

四 判任官、雇員、囑託員ノ懲戒

五 月俸三十圓又ハ日給一圓以上ヲ給與スル技術雇員、囑託員ノ命免、増給

第七條 左ノ事項ハ所長ニ於テ之ヲ攝行シ其ノ都度申報スヘシ

一 高等官ノ分課勤務

二 判任官ノ管外出張

三 特別ノ委任ニ依リ施行スル賞與

第八條 左ノ事項ハ所長ニ於テ之ヲ攝行スルコトヲ得

一 所員ノ歸省、看護、墓參、轉地療養、受験(高等官、外交官、判事、檢事、辯護士、試驗ヲ除ク)願ノ許可

二 所員ノ除服

三 月俸三十圓未滿又ハ日給一圓未滿ヲ給與スル技術雇、囑託員ノ命免、増給

四 事務雇員ノ命免、増給

五 出納官吏ノ命免

六 會計規則第六十七條第一項第二項ノ官吏(特ニ指定スルモノヲ除ク)同第九十一條第一項ノ検査員、同

第九十二條、第百條ノ官吏ノ命免

七 物品會計規則第十一條、第十二條ノ検査官吏、同第十三條ノ立會人、同第十五條第二項但書

ノ官吏ノ命免

第九條 左ノ事項ハ所長ニ於テ之ヲ專行スルコトヲ得

一 所員ノ管内出張

二 判任官以下ノ勤務

三 巡視、給仕、小使、常備人、夫其ノ他傭人ノ進退、賞罰

第十條 所長ノ管内出張ハ出發前之ヲ專賣局長官ニ申報スヘシ

第十一條 處務細則及管掌事務執行上必要ノ規程ハ所長ニ於テ之ヲ定メ制定、更改、廢止ノ都度

申報ヲ要ス

處務細則及文書取扱ニ關スル規程ハ本局ノ規程ニ準由スヘシ

附 則

第十二條 本規程ニ於テ販賣所ノ管内ト稱スルハ煙草及鹽ノ販賣區域内ヲ云フ

第十三條 本規程ハ明治四十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 明治三十八年四月祕第五九六號達ハ之ヲ廢止ス

專賣局長官達祕第一七一號 (明治四十年十月一日)

收納所處務規程第一條第三項ニ依リ特置シタル監視課ニ於テハ左ノ事務ヲ管掌セシムヘシ

一 收納所處務規程第二條第十八號第二十一號及第二十二號ニ關スルコト

二 收納所處務規程第二條各號中ニ於ケル許可ノ取消ニ關スルコト

三 煙草、鹽、樟腦營業者ノ許可取消又ハ指定取消ニ關スルコト

四 標本ノ讓渡、讓受ニ關スルコト

專賣局長官達祕第一五三號 (明治四十年十月一日)

試驗場處務規程別冊ノ通相定ム

專賣局收
納部附屬 試驗場處務規程(抄錄)

第三條 津田沼試驗場ハ鹽ニ關スル左ノ事務ヲ掌ル

一 採鹹ノ作業ニ關スルコト

二 鹽田ニ關スルコト

三 採鹹用器具、機械ニ關スルコト

四 鹹水、鹽等ノ分析、調査ニ關スルコト

五 鹹水ノ貯藏ニ關スルコト

六 煎熬ノ作業ニ關スルコト

七 釜其ノ他煎熬用器具機械ニ關スルコト

八 燃料ニ關スルコト

九 鹽ノ包裝及保存方法ニ關スルコト

第四條 鹽ニ關スル試驗ハ左ノ事項ヲ研究スルヲ以テ目的トシ施行スヘシ

一 鹽ノ品質改善ニ關スルコト

二 鹽生產費節約ニ關スルコト

三 鹽ノ副產物利用ニ關スルコト

第五條 第一條第三條ニ定メタル事項ニ關シテハ毎年十二月三十一日迄ニ翌年試驗計畫書ヲ

作製シ本局ニ提出スヘシ

試驗事項中特種ノ事故ノ爲メ當初ノ計畫ヲ變更セントスル場合ニハ其ノ理由ヲ具シ申報スヘシ

第六條 翌年度所要ノ試驗費概算ヲ調査シ毎年六月三十日迄ニ本局ニ提出スヘシ

第七條 試驗中ノ經過ハ毎月一回以上本局ニ報告スヘシ

第八條 暴風雨其ノ他非常被害ノ際ハ其ノ都度調査ノ上報告スヘシ

第九條 試驗事項毎ニ帳簿ヲ調製シ時時試驗ノ經過ヲ記入スヘシ

第十條 試驗ノ成績ハ試驗終了後速ニ取纏メ意見ヲ附シ報告スヘシ

第十一條 試驗場ニ場長ヲ置ク

第十二條 場長ハ場員ヲ指揮監督シ自己及場員ノ從事スヘキ事務ヲ分配シ其ノ擔任ヲ定ムヘシ

シ

第十三條 凡ソ事務ハ場長ノ決裁ヲ經ルニアラサレハ之ヲ執行スルコトヲ得ス

一定輕易ノ事務ニシテ專賣局部内又ハ地方官公署若ハ民部ト往復スヘキ文書ハ起案回議ノ

手續ヲ省略シ問答書ノ形式ニ依リ又ハ其ノ原議若ハ原書ニ場長直ニ署名又ハ檢印シ之ヲ執行スルコトヲ得

第十四條 場長事故アルトキハ上席官吏其ノ事務ヲ代理ス

第十五條 職員機密ニ關スル事務ハ場長躬ラ處理スヘシ

場印、官印ハ場長又ハ場長ニ於テ指定シタル主任者之ヲ管守スヘシ

第十六條 左ノ事項ハ場長ニ於テ之ヲ内申スヘシ

一 場長、場員ノ管外出張

二 判任官ノ任免、進級、兼任、轉所、兼勤

三 判任官以下ノ賞與

四 判任官、見習員、雇員、囑託員ノ懲戒

五 月俸三十圓以上又ハ日給一圓以上ヲ給與スル技術雇員、囑託員ノ命免、増給

第十七條 左ノ事項ハ場長ニ於テ之ヲ攝行シ其ノ都度之ヲ申報スヘシ雇採用ノ申報ニハ履歷

書添附ヲ要ス

一 場長、場員ノ管内出張

二 月俸三十圓未滿又ハ日給一圓未滿ヲ給與スル技術雇員、囑託員ノ命免、増給

三 事務雇(月額二十圓以下)見習員(月手當二十圓以下)ノ命免、増給

第十八條 左ノ事項ハ場長ニ於テ之ヲ攝行スルコトヲ得

一 場員ノ歸省、看護、墓參、轉地療養、受験(高等官、外交官、判事、檢事、辯護士、試驗ヲ除ク)願ノ許可

二 場員ノ除服

三 出納官吏ノ命免

四 會計規則第六十七條第一項第二項ノ官吏(特ニ指定スルモ)同第九十一條第一項ノ検査員、同

第九十二條、同第百條ノ官吏ノ命免

五 物品會計規則第十一條、同第十二條ノ検査官吏、同第十三條ノ立會人、同第十五條第二項但書ノ官吏ノ命免

第十九條 巡視、給仕、小使常備人夫其ノ他傭人ノ進退賞罰ニ關スルコトハ場長ニ於テ之ヲ專行スルコトヲ得

第二十條 專賣局長官ヘノ稟申報告ハ凡テ收納部長ヲ經由スヘシ

第二十一條 事務執行上必要ノ規程ニ伴フ細則及處務細則其ノ他廳中取締、風紀衛生、消防等ニ關スル規程ハ場長ニ於テ適宜之ヲ定メ申報スヘシ

第二十二條 此規程ニ於テ試驗場ノ管内ト稱スルハ左ノ規定ニ依ル(抄錄)

一 津田沼ハ東京府千葉縣

附 則

第二十三條 事業執行上必要ノ規程及會計計理上必要ノ規程ハ別ニ之ヲ定ム從前發布ノ規程

令達ニシテ改正規程ニ抵觸セサルモノハ之ヲ襲用スヘシ

第二十四條 本規程ハ明治四十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

分掌事務ノ簡捷便否ニ鑑ミ爾後數次ノ改廢ヲ爲セリ即チ左ノ如シ

專賣局長官達祕第九七三號 (明治四十年十月三十日)

販賣所處務規程中左ノ通改正シ明治四十年十一月一日ヨリ施行ス

第一條ノ前ニ第一章 販賣所ヲ加フ

第六條中左ノ一號ヲ追加シ五、トアルヲ六、ト改ム

五 藏置所長ノ命免

第十一條ノ次ニ左ノ通追加シ附則第十二條以下順次繰下ク

第二章 藏置所

第十二條 藏置所ニ於テハ製造煙草及鹽ノ保管販賣ニ關スル事務ヲ掌ル

第十三條 藏置所ニ藏置所長ヲ置ク

藏置所長ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ

藏置所長ハ販賣所長ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ所ノ事務ヲ監理シ事務ノ分配ヲ行フ重要ナル事件ハ藏置所長躬ヲ處理シ又ハ處分ノ方法ヲ指圖スルコトヲ要ス藏置所長事故アルトキハ次席者其ノ事務ヲ代理ス

第十四條 左ノ事項ハ藏置所長ニ於テ處理スルコトヲ得

一 所員ノ事務分掌及監督ニ關スルコト

二 所員ノ出勤簿整理ニ關スルコト

三 一週間ヲ超ヘサル缺勤諸届ニ關スルコト

四 販賣所長ノ指定スル範圍内ニ於テ所員ニ出張ヲ命スルコト

五 販賣所長ノ指定又ハ委任シタル所定ノ計畫ニ基ク豫算分配額内ニ於テ執行スルコトヲ得ヘキ會計事務ニ關スルコト

六 一般ノ規程ニ依リ藏置所ニ於テ處理スルコトヲ得ヘキ事項

七 其ノ他販賣所長ニ於テ特命スル事項

轉地療養願及往復二週間ヲ超ヘサル看護願ニシテ至急ヲ要スルモノハ藏置所長ニ於テ之ヲ許可スルコトヲ得此場合ニ於テハ一切ノ書類ヲ販賣所長ニ進達スヘシ

第十五條 藏置所ニ於テハ前條ニ依リ處理スルコトヲ得ヘキ事項ニ關シ藏置所名又ハ藏置所長名ヲ以テ外部ニ對シ文書ノ往復ヲナスコトヲ得但重要ナル事件ニ付テハ販賣所長ニ申報ヲ要ス

大藏大臣達官房祕第六一三號 (明治四十一年四月一日)

其ノ局分課規程中左ノ通改正ス

第十六條第一項ヲ左ノ通改ム

專賣局試驗場ハ收納部ニ屬セシム

第十七條中「伏見ニ分工場ヲ置キ計理部ノ管理ヲ專賣局伏見分工場ハ計理部ニ改ム

第十八條中「大阪ニ計理部出張所ヲ置キ」ヲ「專賣局大阪出張所ハ計理部ニ屬セシメ」ニ改ム

專賣局長官達祕第二二五三號 (明治四十一年四月一日)

收納所處務規程中左ノ通改正ス

第十條 收納所長ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ專賣局長官ノ認可ヲ得テ煙草、鹽、樟腦、樟腦油ニ

關スル事務又ハ營造物ノ保存若ハ專賣取締ノ事務ヲ取扱ハシムル爲メ臨時開廳出張所ニ常

時在勤員ヲ置キ又ハ倉庫、物件ノ所在地若ハ必要ノ地ニ特ニ官吏ヲ駐在セシメ收納其ノ他ノ

事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第十二條ノ次ニ左ノ通追加ス

第三節 藏置所

第十二條ノ二 藏置所ニ於テハ鹽ノ販賣及保管ニ關スル事務ヲ掌ル

第四節 專賣官吏派出所

第十二條ノ三 專賣官吏派出所ニ於テハ煙草、鹽、樟腦、樟腦油ニ關スル事務又ハ專賣取締ノ事務

ヲ掌ル

第十三條第二項中「委任ニ依リ」ノ下ニ「在勤主事又ハ」ヲ加フ

第十七條第五號及第十八條第一號中「出張所長」ノ下ニ「藏置所長」ヲ加フ

第二十三條第二項ヲ削ル

第二十六條第二項中「在勤員又ハ」ヲ削ル

第二十六條ノ次ニ左ノ通追加ス

第三節 藏置所

第二十六條ノ二 藏置所ニ藏置所長ヲ置ク

藏置所長ハ其ノ所ノ事務ヲ監理シ事務ノ分配ヲ行フ

重要ナル事件ハ藏置所長躬ラ處理シ又ハ處分ノ方法ヲ指圖スルコトヲ要ス

藏置所長事故アルトキハ次席者其ノ事務ヲ代理ス

第二十六條ノ三 第二十四條第二十五條ノ規定ハ本節ニ之ヲ準用ス

第四節 專賣官吏派出所

第二十六條ノ四 專賣官吏派出所ニ於テハ收納所長出張所長又ハ藏置所長ノ指名シタル官吏

其ノ事務ヲ監理ス

專賣局長官達祕第二二五五號（明治四十一年四月一日）

販賣所處務規程第十三條第二項竝同條第三項中「販賣所長」ノ指揮監督ヲ承ケ」ヲ削ル

大藏大臣達房祕第九二九號（明治四十一年七月三十一日）

其ノ局分課規程中左ノ通追加ス

第六條ニ左ノ一號ヲ追加ス

第十三章 官制廳規

七 收納所樟腦樟腦油製造所、試驗場見習員ノ養成ニ關スルコト

第八條ニ左ノ一號ヲ追加ス

四 製造煙草ノ輸入ニ關スルコト

第十二條ニ左ノ一號ヲ追加ス

六 專賣局現業員共濟組合ニ關スルコト

第十五條ニ左ノ一號ヲ追加シ十トアルヲ十一ト改ム

十 專賣局現業員共濟組合資金ノ出納、保管、運用ニ關スルコト

專賣局長官達祕第五三七八號 (明治四十一年八月一日)

收納所處務規程中左ノ通改正ス

第四條中左ノ一號ヲ追加シ十一トアルヲ十二ト改ム

十一 專賣局現業員共濟組合ニ關スルコト

專賣局長官達祕第五三七九號 (明治四十一年八月一日)

販賣所處務規程中左ノ通改正ス

第一條中製造煙草及鹽ニ關シ左ノ事務ノ下ニ「並專賣局現業員共濟組合ニ關スル事務」ノ十七字ヲ加フ

ヲ加フ

專賣局長官達祕第五三八〇號 (明治四十一年八月一日)

試驗場處務規程中左ノ通改正ス

第三條中鹽ニ關スル左ノ事務ノ下ニ「及專賣局現業員共濟組合ニ關スル事務」ノ十七字ヲ加フ

專賣局長官達祕第五八六七號 (明治四十一年八月三十一日)

收納所處務規程中左ノ通改正ス

第十三條第二項ヲ削ル

第二十七條ニ左ノ但書ヲ加フ

但鹽販賣事務ニ付テハ其販賣區域内ヲ管内ト見做ス
專賣局長官達祕第五八六九號(明治四十一年八月三十一日)

販賣所處務規程中左ノ通改正ス

第十六條中販賣區域ノ下ニ竝販賣所ノ所在地ヲ管轄スル收納所ノ所在地ヲ加フ

大藏大臣達^{官房}祕第九九七號(明治四十一年十月十五日)

其ノ局分課規程第一條ニ左ノ項ヲ追加ス

一 長官官房ニ祕書掛及監督課ヲ置ク

專賣局長官達祕第七〇三六號(明治四十一年十月十五日)

專賣局長官官房事務分掌規程別冊ノ通之ヲ定ム

專賣局長官官房事務分掌規程

第一章 祕書掛

第一條 祕書掛ノ事務ハ長官ノ指定シタル部長又ハ參事之ヲ監理ス

前項ノ部長又ハ參事差支ノ場合ハ長官之ヲ直裁ス

第二條 祕書掛ノ管掌スル事務左ノ如シ

一 機密ニ關スルコト

二 官制、官規ニ關スルコト

三 職員ニ關スルコト

四 官紀風紀ニ關スルコト

第十三章 官制廳規

五 局印及官印ノ管守ニ關スルコト但仕拂命令官ノ官印及其ノ他會計ニ屬スル特種ノ官印

竝各部課長ノ印ハ計理部庶務課長ヲシテ之ヲ管守セシム

六 專賣制度ニ關スル建議、請願、陳情等ニ關スルコト

第三條 支部局等ノ設置、改廢及位置等ニ關スル調査書類ハ各部ニ於テ取纏メ意見ヲ附シ祕書

掛ニ回付スヘシ

第四條 祕書掛ニ屬スル事務取扱ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 監督課

第五條 監督課長ハ長官ニ直屬ス

監督課長差支ノ場合其ノ代理ハ長官之ヲ指定ス

第六條 監督課ノ管掌スル事務左ノ如シ

一 支部局事務ノ監督ニ關スルコト

二 支部局ニ於テ定ムル一般ノ規程ニ關スルコト

三 新聞雜誌ノ檢閲

四 諸般ノ復命書及報告書ノ處理

第七條 監督課長ハ左ノ事項ニ關シ各部ノ合議ヲ受クルモノトス

一 專賣制度及專賣事業ニ關スル建議、請願、陳情等ニ關スル事項

二 會計檢査院交渉事件及訴願、訴訟ニ關スル事項

第八條 例規若ハ支部局事務監督ノ基礎ト爲ルヘキ訓令、內訓、指令、通達、照牒及回答原議ハ各部

ヨリ事後監督課長ニ回示スヘシ

第九條 監督課ニ於テハ事務ノ統一ヲ目的トシ常ニ支部局ニ於ケル執務ノ狀況及事務成績ノ

舉否ヲ監督查按シ審査上法令規程ノ制定變更又ハ通達指示若ハ處分ヲ要スト認ムルトキハ之カ意見ヲ陳述スヘシ

第十條 本局員及地方所長其ノ他ノ出張復命書報告書ハ祕書掛ノ回付ニ依リ監督課ニ於テ之ヲ審査シ關係各部長ニ回議スヘシ

復命報告ノ結果推問又ハ注意ヲ要スル事項ハ各部長ト協議ノ上監督課ニ於テ之ヲ處理スヘシ但各部長ノ主管ニ關スル監督事項ニ付テハ各部ニ於テ之ヲ審査シ監督課ニ回議ノ上之ヲ處理スヘシ

第十一條 新聞雜誌ノ記事中专賣事業ニ關係アル事項ハ監督課ニ於テ審査回覽供閱ノ手續ヲ爲スヘシ

第十二條 監督課ニ屬スル支部局事務監督規程及事務取扱ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

專賣局長官達祕第七七七五號 (明治四十一年十一月十日)

收納所處務規程第二條第四號中「輸出」トアルヲ「輸出」ト改ム

大藏大臣達房職甲第二〇四號 (明治四十二年三月二十六日)

其局分課規程別紙ノ通改正シ來ル四月一日ヨリ施行ス

專賣局分課規程

第一條 各部ノ外ニ長官官房ヲ置ク

長官官房ニ祕書掛及監督課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第二條 祕書掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ屬スルコト

二 職員ニ關スルコト

三 局印及官印ノ管守ニ關スルコト

第三條 監督課ニ於テハ支部局ノ事務監督ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 收納部ニ煙草收納課、鹽腦收納課及技術課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第五條 煙草收納課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 煙草ノ耕作地域、段別ニ關スルコト

二 煙草ノ耕作許否ニ關スルコト

三 煙草ノ検査、査定、收納ニ關スルコト

四 葉煙草ノ輸出入ニ關スルコト

五 葉煙草ノ更裝ニ關スルコト

六 煙草專賣取締及煙草專賣ニ關スル法規違犯者處分ニ關スルコト

第六條 鹽腦收納課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 製鹽ノ區域、期間、生産高ノ制限ニ關スルコト

二 鹽、樟腦、樟腦油ノ製造許否ニ關スルコト

三 鹽、樟腦、樟腦油ノ検査、收納ニ關スルコト

四 鹽、樟腦、樟腦油ノ輸入、移入ニ關スルコト

五 鹽交付金、追徴金ニ關スルコト

六 鹽、樟腦、樟腦油專賣取締及鹽、樟腦、樟腦油專賣ニ關スル法規違犯者處分ニ關スルコト

第七條 技術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 煙草ノ耕作方法ニ關スルコト

二 鹽、樟腦、樟腦油ノ製造方法及製造機械器具ニ關スルコト

三 葉煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ鑑定、保存及鹽ノ變性方法ニ關スルコト

四 葉煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ生産費及賠償價格、補償價格、竝購買價格ニ關スルコト

五 葉煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ試験ニ關スルコト

六 葉煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ標本、見本、參考品ニ關スルコト

七 樟腦ノ再製調理ニ關スルコト

八 專賣支局及試験場見習員ノ養成ニ關スルコト

第八條 販賣部ニ煙腦販賣課、鹽販賣課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第九條 煙腦販賣課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 煙草、樟腦、樟腦油販賣ニ關スルコト

二 製造煙草、樟腦、樟腦油ノ輸出入、移出ニ關スルコト

三 製造煙草ノ回送、回送契約及煙草賣捌人運搬費ニ關スルコト

四 煙草賣捌人ニ關スルコト

五 煙草ノ商標ニ關スルコト

第十條 鹽販賣課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 鹽ノ販賣ニ關スルコト

二 鹽ノ輸出、移出ニ關スルコト

三 鹽ノ回送、回送契約及回送費ノ徵收ニ關スルコト

四 鹽賣捌人ニ關スルコト

第十一條 製造部ニ作業課、調査課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第十二條 作業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 煙草製造計畫ニ關スルコト

二 煙草製造作業ニ關スルコト

三 煙草製造副産物ノ利用ニ關スルコト

四 煙草製造原料葉煙草ノ回送ニ關スルコト

五 煙草製造材料品ノ調査及技術的検査ニ關スルコト

六 煙草製造ニ關スル工場ノ設計ニ關スルコト

七 煙草製造ニ關スル機械器具類及原動力ニ關スルコト

八 煙草ノ製造試験ニ關スルコト

九 製造煙草ノ標本、見本、參考品ニ關スルコト

第十三條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職工ニ關スルコト

二 煙草製造工場ノ管理衛生ニ關スルコト

三 煙草製造工場外作業ニ關スルコト

四 煙草製造實蹟及生産費ノ調査ニ關スルコト

五 專賣局現業員共済組合ニ關スルコト

六 製造所見習員ノ養成ニ關スルコト

第十四條 計理部ニ主計課庶務課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第十五條 主計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 豫算、決算及收入、支出ニ關スルコト

- 三 支部局豫算ノ分配ニ關スルコト
- 四 物品會計ニ關スルコト
- 五 擔保、保管、供託ニ關スルコト
- 六 煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ貯藏ニ關スルコト
- 七 官有財産及借地、借家ニ關スルコト
- 八 工作物ノ保存、營繕、保險ニ關スルコト
- 九 變災防備ニ關スルコト

第十六條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 本局直屬ノ豫算、決算及收入、支出ニ關スルコト
- 二 本局直屬ノ物品會計ニ關スルコト
- 三 本局直屬ノ官有財産及固定資本ニ關スルコト
- 四 本局ニ於ケル物件ノ賣買、回送契約其ノ他諸般ノ契約ニ關スル事項ニシテ他部課ノ主管ニ屬セサルコト

- 五 機械、器具、材料及支部局共通使用物品ノ製作、購入、配給及回送ニ關スルコト
- 六 統計、報告及支部局ノ文書事務ニ關スルコト
- 七 局報、法規及沿革史編纂ニ關スルコト
- 八 文書ノ接受、發送、淨書、編纂、保存及翻譯ニ關スルコト
- 九 本局ノ廳中取締ニ關スルコト
- 十 專賣局現業員共濟組合資金ノ出納、保管、運用ニ關スルコト
- 十一 他ノ分掌ニ屬セサル事項

第十七條 專賣局津田沼試驗場ニ於テハ鹽、其ノ他ノ試驗場ニ於テハ煙草ノ試驗ニ關スル事務

ヲ分掌セシム

第十八條 專賣局伏見工場ニ於テハ煙草製造材料品ノ製作、回送、配給ニ關スル事務ヲ分掌セシム

第十九條 各課ニ課長ヲ置キ其ノ課ノ事務ヲ掌理セシム

專賣局長官達祕第二〇〇六號（明治四十二年三月二十九日）

專賣支局處務規程別冊ノ通相定ム

專賣支局處務規程

第一章 支局

第一節 分課

第一條 各支局ニ事業課技術課及庶務課ヲ置ク

前項ノ外東京、熊本ノ各支局ニハ販賣課及監視課ヲ仙臺、名古屋ノ各支局ニハ販賣課ヲ神戸、鹿

兒島ノ各支局ニハ監視課ヲ置ク

函館支局ニハ技術課ヲ置カス

第二條 事業課ノ管掌ニ屬スル事務左ノ如シ

一 煙草耕作ノ地域、段別、種類ノ制限竝耕作ノ許否ニ關スルコト

二 煙草苗ノ讓渡、讓受ニ關スルコト

三 煙草ノ検査、査定、收納ニ關スルコト

四 葉煙草ノ輸出ニ關スルコト

五 葉煙草ノ更裝ニ關スルコト

六 製鹽ノ地域期間、生産ノ制限竝製造ノ許否ニ關スルコト

- 七 鹽ノ收納ニ關スルコト
- 八 鹽ノ販賣及賣渡代金、回送費ノ延納ニ關スルコト
- 九 鹽ノ輸出入移出入ニ關スルコト
- 十 鹽ノ回送及回送契約ニ關スルコト
- 十一 鹽賣捌人ノ指定、配置、監督、取消ニ關スルコト
- 十二 鹽價ノ調査及制限ニ關スルコト
- 十三 鹽商況ノ調査ニ關スルコト
- 十四 鹽、鹽藏物及特別定價賣渡鹽ノ検査ニ關スルコト
- 十五 樟腦樟腦油製造ノ許否ニ關スルコト
- 十六 煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ專賣取締ニ關スルコト
- 十七 標本ノ交付、讓渡、讓受ニ關スルコト
- 十八 煙草製造專用ノ機械、器具、卷紙ノ製作、販賣、藏置ニ關スルコト
- 十九 煙草、鹽、樟腦及樟腦油專賣ニ關スル法規違犯者處分ニ關スルコト
- 函館支局ノ事業課ニ於テハ前項各號ノ外左ノ事務ヲ掌ル
- 一 製造煙草ノ販賣ニ關スルコト
- 二 煙草賣渡代金ノ延納ニ關スルコト
- 三 煙草賣捌人ノ指定、配置、監督、取消ニ關スルコト
- 四 製造煙草ノ回送回送契約及煙草元賣捌人支給運搬費ニ關スルコト
- 五 製造煙草ノ引換買戻及検査ニ關スルコト
- 六 煙草商況ノ調査ニ關スルコト

七 技術課ノ管掌ニ屬スル事項

第一項各號ノ外熊本支局ノ事業課ニ於テハ樟腦、樟腦油ノ收納ニ關スル事務ヲ掌リ鹿兒島支局ノ事業課ニ於テハ樟腦、樟腦油ノ收納、回送、販賣ニ關スル事務ヲ掌ル

神戸支局ノ事業課ニ於テハ第一項各號ノ外左ノ事務ヲ掌ル

一 樟腦、樟腦油ノ收納、回送、販賣及輸出ニ關スルコト

二 樟腦商況ノ調査ニ關スルコト

販賣課若ハ監視課ヲ置ク支局ニ在リテハ其ノ管掌ニ屬スル事務ハ事業課ノ管掌ニ屬セス

第三條

技術課ノ管掌ニ屬スル事務左ノ如シ

一 煙草ノ種類及耕作方法ニ關スルコト

二 鹽ノ製造方法ニ關スルコト

三 樟木ノ栽培及樟腦、樟腦油ノ製造方法ニ關スルコト

四 葉煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ生産費及賠償價格、補償價格ニ關スルコト

五 葉煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ鑑定、保存及標本、見本、參考品ニ關スルコト

六 葉煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ分析試験ニ關スルコト

七 鹽ノ變性ニ關スルコト

八 葉煙草乾燥調理ノ作業ニ關スルコト

九 見習員ノ養成及前各號ノ外凡テ技術ニ關スルコト

神戸支局ノ技術課ニ於テハ前項ノ外樟腦ノ再製調理、包裝ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條

庶務課ノ管掌ニ屬スル事務左ノ如シ

一 豫算、決算及收入支出ニ關スルコト

二 資本ニ關スルコト

三 物品會計並金錢證券及保管、供託ニ關スル證書類ノ出納、保管ニ關スルコト

四 官有財産及借地、借家ニ關スルコト

五 工作物ノ保存、營繕及保險ニ關スルコト

六 倉庫ニ關スルコト

七 葉煙草ノ回送、回送契約ニ關スルコト

八 鹽ノ回送、回送契約ニ關スルコト

九 物件ノ賣買、他課ノ管掌ニ屬セサル諸般ノ契約ニ關スルコト

十 給仕、小使、傭人ニ關スルコト

十一 專賣局現業員共濟組合ニ關スルコト

十二 統計報告ニ關スルコト

十三 文書ノ接受、淨書發送、編纂、保存及翻譯ニ關スルコト

十四 廳中取締、風紀、衛生及給水、消防ニ關スルコト

十五 前各號ノ外他ノ各課ニ屬セサル事項

販賣課ヲ置ク支局ニ於テハ販賣課ノ管掌ニ屬スル事務ハ庶務課ノ管掌ニ屬セス

第五條 販賣課ニ於テハ第二條第一項第八號乃至第十三號第四條第一項第八號及鹽ノ出納保管ニ關スル事務ヲ管掌ス

熊本支局ノ販賣課ニ於テハ前項ノ外樟腦、樟腦油ノ回送、販賣ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 監視課ニ於テハ第二條第一項第十四號及第十六號乃至第十九號ノ事務ヲ管掌ス

第七條 左ノ事務ハ支局長ノ直轄ニ屬ス

一 機密ニ屬スルコト

二 職員ニ關スルコト

三 支局印、官印ノ管守ニ關スルコト

第二節 處 務

第八條 凡ソ事務ハ支局長ノ決裁ヲ經ルニアラサレハ之ヲ執行スルコトヲ得ス

第九條 支局長事故アルトキハ上席ノ主事、主事補又ハ書記之ヲ代理ス

支局長ハ代決事項ヲ制限スルコトヲ得

第十條 重要ナル一般事務ハ各課長、各高等官ヲシテ支局長ノ處決ニ參與セシムルコトヲ要ス

庶務課長ハ前項ノ外苟モ事業ノ經濟ニ關係ヲ有スル事務ニ付テハ合議ヲ受クルモノトス

第十一條 各課ニ課長ヲ置ク

事業課長、販賣課長、監視課長、庶務課長ハ主事、主事補又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ

技術課長ハ技師又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

課長ノ代理ハ支局長ノ定ムルトコロニ依ル

第十二條 課長ハ其ノ課ノ事務ヲ監理シ事務ノ分配ヲ行ヒ課僚ヲ監督ス

重要ナル事件ハ課長躬ラ之ヲ處理シ又ハ處分ノ方法ヲ課僚ニ指圖スルコトヲ要ス

第十三條 事務執行上規程ノ制定、改廢及他ト文書ノ往復ヲ要スルモノハ起案、回議ノ手續ニ據

リ處理スヘシ但シ其ノ處分上ニ關スル推問、對案若ハ注意督促等一定又ハ輕易ノ事項ハ起案

ヲ省略シ一定ノ用紙ニ依リ直ニ支局長ノ署名又ハ檢印ヲ得テ執行スルコトヲ得

第十四條 左ノ事項ハ支局長ニ於テ内申スヘシ

一 支局長及高等官ノ管外出張

二 判任官ノ任免、兼任、轉所、兼勤及十級俸以上ニ進級

三 判任官以下ノ賞與(年未賞與ヲ除ク)

四 判任官、見習員、雇員、囑託員ノ懲戒

五 課長、出張所長ノ命免

六 月俸四十圓以上又ハ日給一圓五十錢以上ヲ給與スル技術雇員、囑託員ノ命免、増給

第十五條 左ノ事項ハ支局長ニ於テ之ヲ攝行スルコトヲ得

此場合ニ於テハ其ノ都度申報スヘシ

一 課長、出張所長以外ノ高等官ノ分課勤務

二 課長及出張所長心得ノ命免

三 月俸十五圓未滿ノ判任官ノ定期増給

四 判任官以下ノ年未賞與

五 特別ノ委任ニ依リ施行スル高等官ノ管外出張、判任官ノ進級、賞與及退官賜金、死亡賜金

第十六條 左ノ事項ハ支局長ニ於テ之ヲ攝行スルコトヲ得

一 判任官ノ管外出張

二 月俸四十圓未滿又ハ日給一圓五十錢未滿ヲ給與スル技術雇員、囑託員ノ命免、増給

三 事務雇員ノ命免、増給

四 出納官吏ノ命免

五 會計規則第六十七條第一項、第二項ノ官吏(特ニ指定スル)同第九十一條第一項ノ検査員、同

第九十二條、第百條ノ官吏ノ命免

六 物品會計規則第十一條、第十二條ノ検査官吏、同第十三條ノ立會人、同第十五條第二項但書

ノ官吏ノ命免

第十七條 左ノ事項ハ支局長ニ於テ之ヲ專行スルコトヲ得

一 支局員ノ管内出張

二 判任官以下ノ分課勤務

三 派出所主幹ノ命免

四 支局員ノ歸省、看護、展墓、轉地療養、除服並住所及受験願ノ許否

五 巡視、給仕、小使、常傭人夫其ノ他傭人ノ進退、賞罰

支局長父母ノ急病危篤ニ際シ看護ノ爲歸省セムトスル場合ニ於テ請暇ノ違ナキトキ及高等官ニ對シ前項第四號ノ事項ヲ許可シタルトキ又ハ支局長、高等官ノ缺勤引續キ四週間ヲ超ユル場合ハ事後申報スヘシ

第十八條 事業又ハ計理ニ關スル處務ニ付テハ別ニ定ムルコロニ依ル

第十九條 處務細則、出張所、派出所事務分掌ニ關スル規程及管掌事務執行上必要ノ規程ハ支局長ニ於テ之ヲ定メ制定、改廢ノ都度申報ヲ要ス但シ稟議ヲ經タル事項ハ申報ヲ要セス

第二章 出張所、派出所、臨時取扱所

第一節 總則

第二十條 出張所ニ於テハ特別ノ規程アルモノ及支局長ニ於テ特ニ制限スル事項ノ外支局ノ主管ニ屬スル事務ヲ分掌ス

前項ニ依リ支局長出張所ノ分掌事務ヲ制限セムトスル場合ニ於テ既ニ定マリタル事業ノ種類ヲ變更セムトスルトキハ豫メ稟議ヲ要ス

第二十一條 專賣官吏派出所ハ支局又ハ出張所ノ管理ニ屬シ其ノ所屬ハ支局長稟議ノ上之ヲ

定ム

派出所ニ於テハ支局長ノ指定スル事務ヲ分掌ス

支局長前項ノ分掌事務ヲ指定セムトスル場合ニ於テ其ノ事業ノ種類ニ關スル事項ニ付テハ豫メ稟議スヘシ

第二十二條 支局長ハ稟議ノ上必要ノ地ニ臨時葉煙草取扱所又ハ臨時鹽取扱所ヲ置キ吏員ヲ出張セシメ葉煙草ノ收納若ハ鹽ノ收納賣渡ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第二節 分 課

第二十三條 支局長ハ出張所ニ事業掛、技術掛、庶務掛ヲ置クコトヲ得

出張所各掛事務ノ分擔ハ第二條乃至第六條ノ例ニ準ス

第七條ノ規定ハ出張所ニ之ヲ準用ス但シ其ノ事務ハ出張所長躬ラ之ヲ處理スルコトヲ要ス

第三節 處 務

第二十四條 出張所ニ出張所長ヲ置ク

出張所長ハ主事、主事補又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ

出張所長ハ支局長ノ指揮ヲ受ケ其ノ所ノ事務ヲ監理シ事務ノ分配ヲ行ヒ所員ヲ監督ス

重要ナル事件ハ出張所長躬ラ處理シ又ハ處分ノ方法ヲ指圖スルコトヲ要ス

出張所長ノ代理ハ支局長ノ定ムルトコロニ依ル

第二十五條 左ノ事項ハ出張所長ニ於テ專行スルコトヲ得

一 所員ノ事務分掌ニ關スルコト

二 所員ノ勤怠及出勤簿整理ニ關スルコト

三 支局長ノ指定スル範圍内ニ於テ所員ニ出張ヲ命スルコト

轉地療養願及往復二週間ヲ超エサル看護又ハ歸省願ニシテ至急ヲ要スルモノハ出張所長ニ於テ之ヲ許可スルコトヲ得此場合ニ於テハ一切ノ書類ヲ支局長ニ進達スヘシ

出張所長父母ノ急病危篤ニ際シ看護ノ爲歸省セムトスル場合ニ於テ請暇ノ違ナキトキハ即時歸省ノ申報ヲ爲シ事後承認ヲ請クルコトヲ得

第二十六條 出張所ニ於テ處理スルコトヲ得ヘキ事項ハ出張所名又ハ出張所長名ヲ以テ外部

ニ對シ文書ノ往復ヲ爲スコトヲ得但シ重要ナル事件ニ付テハ支局長ニ申報ヲ要ス

第二十七條 派出所ニハ其ノ所ノ事務ヲ監理セシムル爲主幹ヲ置クコトヲ得

第三章 管轄區域

第二十八條 此規程ニ於テ管内ト稱スルハ專賣支局管轄區域表ニ依ル

左ノ場合ハ管内ニ準ス

一 鹽ノ販賣區域

二 專賣支局管轄區域内ヲ管轄スル縣廳、裁判所、郡役所及警察官署ノ所在地

前二號ノ外三田尻支局ニ在リテハ門司市及其ノ附近、熊本支局ニ在リテハ下關市及其ノ附近

附 則

第二十九條 本規程ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行シ明治四十年十月一日專賣局祕第

四號達收納所處務規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

專賣局長官達祕第二〇九八號（明治四十二年三月三十一日）

專賣局處務規程別冊ノ通相定ム

專賣局處務規程

第一章 總則